

第2025-9739-0
令和7年7月24日

北栄町長 手 嶋 俊 樹 様
北栄町議会議長 野 田 秀 樹 様
北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志 様
北栄町農業委員会会長 竹 原 正 純 様

北栄町監査委員 森 耕 生
(公印省略)

北栄町監査委員 秋 山 修
(公印省略)

令和7年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 令和7年5月21日（水）・23日（金）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要
 - （1）令和5年度委託状況について
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取した。
 - （2）遊具、通学路安全点検について
道の駅ほうじょうの遊具安全状況を確認した。また小中学校の通学路の現地視察を行った。
- 4 監査意見
・委託状況について

契約締結後に起案され、決裁を受けている事例が見受けられた。従前の監査でも指摘があったように、事務処理上遅れた理由があるとするば、その旨を記載されたい。

また、随意契約により契約が締結されているが、起案書において随意契約を選定した理由が明記されていないものが散見された。

地方自治法施行令第167条の2の規定により、随意契約を行う場合には、競争契約によらない正当な理由を明示することが求められており、起案段階でその理由を文書により明確に記載することは、契約の透明性及び公正性を担保するうえで重要である。

今後は、随意契約を選定するにあたっての理由について、起案書等において明確に記載するよう、適正な事務処理を求めたい。

・遊具安全点検について

道の駅ほうじょうの遊具、小中学校の通学路とも良好に整備されていた。今後も安全点検の重要性を認識して法定点検、日常点検を着実に実施し、来場者の方々がくつろげる施設運営、生徒児童の安全管理に努められたい。



以上